

## 第20回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年2月26日(水) 午後2時00分～3時07分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	4番 林 郷 ケイ子
5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治	7番 舘野 栄子
8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男	11番 北村 卓也
12番 下田 博美	13番 馬場 賢一	14番 塩倉 健一
15番 高城 健一		

4 欠席委員 (2人)

3番 源田 竹志      10番 軒 保

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
柏木 淑子(遅参)	川原 由次郎	林 郷 永吉	下権谷 由雄
下谷地 信子	塩倉 康美		

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 農地等の生前一括贈与に係る贈与納税猶予の届出に関する証明について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥 澤 光 英
係 長	猪 石 秀 美
主 査	秋 山 善 一
主 任	佐々木 えり子
主 事	中 里 利 則

## 8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第20回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め13人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番下田委員を指名し、順番から13番馬場委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- ◇議長（会長） 異議なしと認め、11番 下田委員、13番馬場委員の両人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- ◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議案審議に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細については事務局より説明願います。
- ◇事務局（事務局長） 議長。
- ◇議長（会長） 局長。
- ◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 460 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 485 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 536 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇番〇 地目 田 405 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 395 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字泥〇〇 〇〇番〇 地目 田 375 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番 地目 田 332 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番 地目 田 563 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番 地目 田 531 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番 地目 田 517 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番 地目 田 506 m<sup>2</sup>、〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番 地目 田 300 m<sup>2</sup>、合計 12筆 5,405 m<sup>2</sup>であります。  
権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 5,547 m<sup>2</sup>、畑 3,748 m<sup>2</sup>、計 9,295 m<sup>2</sup>であり、農業従事者は2人です。  
譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 田

5,405㎡、畑4,274㎡、計9,679㎡であります。申請事由は〇〇から譲与を受けて耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料は、1ページから4ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇外11筆を〇〇側から撮影したものであります。2ページは申請地公図、3ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年2月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願ひ致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号1番について、〇〇推進委員お願ひ致します。

◇〇〇推進委員 番号1番の申請地について、2月17日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、〇〇から贈与により所有権移転しようとするものですが、申請地は、これまでも譲受人が管理してきたもので、今後も、譲渡人が耕作することは難しいため、申請を行ったものです。

なお、現地は水田利用されており適切に管理されておりました。

また、この水田は、以前は、地番毎に1枚の区画となっていたものでしたが、現在は、耕作の利便性向上のため、畦畔を取り除き、区画を広げて使用している田が何枚か確認されました。今後も継続して耕作していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

終わります。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。

農地法第3条でございますので、農地としてそのままの権利移動でございます。

これより質疑を行います。御質問ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から9番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書2ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました農地法第5条に規定する転用許可申請 番号1番から9番について、県知事に進達するにあたり係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積1,352㎡を 借人住所氏名、〇〇〇郡〇〇村第〇〇地割字〇〇 〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇氏から、賃貸借により工鉱業用地として小規模太陽光発電施設設置のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料5ページから12ページをご覧ください。

5ページは、太陽光パネル設置に係る転用事業計画書であり、6ページは案内図と現況写真で、申請地の〇〇側から撮影したものであります。

7ページは公図、8ページは付近状況図で、農地の区分は公共公益施設が500m以内に位置する第2種農地に分類されるものであります。

9ページは配置図であり、申請地は洋野町役場〇〇〇〇から〇〇に400mの位置にあり〇側を町道、〇側を宅地、〇側を宅地、〇側を田、〇側を山林及び田に囲まれた長年の休耕地となっており、隣接地への影響はなく供給用電柱が近くにあることから代替性はなく、位置的な問題はないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年2月17日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

11ページ、12ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇〇〇〇 〇〇番〇、地目 畑、面積249㎡を 借人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇氏から、使用貸借により自己住宅建設のため、一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料13ページから20ページをご覧ください。

13ページ14ページは、住宅建築に係る転用事業計画書であり、15ページは案内図と現況写真で、写真は 申請地の〇側から撮影したものであります。

16ページは公図、17ページは付近状況及び配置図であり、農地の区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地に分類されるものであります。

18ページは建物立面図であり、当該土地は町立〇〇〇学校から〇〇に約720mの位置にあり、周囲を住宅に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響は問題なく、実家の両親と同居中である子供の成長で手狭となり住宅を新築するものの、両親の老後のことを考慮し隣接する申請地を選定したもので、他に代替性はないものであります。

18ページは建物立面図であり、現地調査は2月17日に下〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

19ページ20ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目 畑、面積2,635㎡を 借人住所氏名、〇〇市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、 〇〇〇 〇〇氏から、賃貸借により小規模太陽光発電施設設置のための工鉱業用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料21ページから28ページをご覧ください。

21 ページ 22 ページは、太陽光パネル設置に係る転用事業計画書であり、23 ページは案内図と現況写真で、申請地の南西側から撮影したものであります。

24 ページは公図、25 ページは付近状況図で、農地の区分は公共公益施設が 500m以内に位置する第 2 種農地に分類されるものであります。

26 ページは配置図であり、当該土地は JR 八戸線〇〇駅から〇〇に約 500mの位置にあり、〇側を雑種地、〇側を畑、〇側を畑、〇側を原野に囲まれた休耕農地であり、隣接地への影響はなく供給電柱が近くにあることから代替性はなく、位置的な問題はないものと考えます。

なお、当該土地への現地調査は、令和 2 年 2 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

27 ページ、28 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に議案書 3 ページ番号 4 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 番〇〇、地目 畑、面積 734 m<sup>2</sup>を 借人住所氏名、東京都〇〇〇区〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 氏が、貸人住所氏名、亡 〇〇 〇〇 相続人 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇〇、持分 1/8 〇〇 〇〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇〇、持分 1/2 〇〇 〇〇 氏、〇〇市〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 持分 1/8〇〇 〇〇 〇 氏、〇〇市〇〇〇町〇〇 〇〇番地、持分 1/8〇〇 〇〇 氏、〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号持分 1/8〇〇 〇〇〇 氏から 賃貸借により許可の日から令和 3 年 12 月 31 日まで、その他施設用地として、太陽光発電施設工事に係る事務所設置及び駐車場設置のため、一時転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 29 ページから 36 ページをご覧ください。

29 ページは、一時転用事業計画書であり事務所等撤去後は農地の現況復旧としております。30 ページは案内図と現況写真で申請地の〇〇側から撮影したものであります。

31 ページは公図、32 ページは付近状況図、33 ページは事務所、駐車場配置図であり、農地の区分は 10ha 以上の一団の農地に位置する第 1 種農地であります。令和 3 年 12 月 31 日までの一時転用をするもので、工事終了後は原状回復であり例外許可ができるものと判断しております。

当該土地は、町立〇〇〇学校から〇〇に約 4.7 kmの位置にあり、〇側を町道、〇側、〇側を畑、〇〇側を畑と雑種地に囲まれた農地で、一時転用による周辺農地への影響はなく、太陽光発電施設工場の現場付近であり、県道に面し車両出入り及び駐車スペースが容易であるなどから、他に適地はなく代替性のないものであり位置的な問題はないものと判断しております。

なお、当該土地への現地調査は、令和 2 年 2 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

35 ページ、36 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 4 ページに参りまして、番号 5 番及び 6 番ですが同一事業の転用案件でありますので、併せてご説明いたします。

番号 5 番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積 1,395 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積 1,483 m<sup>2</sup> 2 筆合計 2,878 m<sup>2</sup>を 譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇〇長 〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇〇 〇 氏から、次に番号 6 番ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積 1,644 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積 2,288 m<sup>2</sup> 2 筆合計 3,932 m<sup>2</sup>を、 譲受人氏名、〇〇〇長 〇〇 〇〇 氏

が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇〇 〇〇 氏から、それぞれ売買によりその他施設用地として町立大野保育所建設のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 37 ページから 48 ページをご覧ください。

37 ページ 38 ページは番号 5 番 6 番の町立大野保育所建設施設に係る転用事業計画書であり、39 ページは、案内図と現況写真で申請地の西側から撮影したものであります。

40 ページ 41 ページは公図、42 ページ付近状況図で、農地の区分は公共公益施設が 300m 以内に位置する第 3 種農地に分類されるものであります。

43 ページは建物配置図、44 ページは建築立面図であり、申請地を総括して、洋野町役場〇〇〇〇から〇〇に約 220m の位置にあり、〇側を町道、〇側を公衆用道路、〇側、〇側を田に囲まれた休耕農地であり、他の候補地も検討したものの地理的条件から代替性はなく、また、隣接地と周辺農地に考慮した施設配置計画されており、位置的な問題はないものと考えられるものです。

なお、当該土地への現地調査は、令和 2 年 2 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

45 ページ 46 ページは番号 5 番、47 ページ 48 ページは番号 6 番の県知事に進達する意見書になります。

いずれも、転用事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号 7 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 496 m<sup>2</sup> を譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇 〇 氏から、売買により一般個人住宅用地として自己住宅建築のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 49 ページから 56 ページをご覧ください。

49 ページ 50 ページは、住宅建築に係る転用事業計画書であります。51 ページは案内図と現況写真で、写真は 申請地の〇〇側から撮影したものであります。なお、申請地は 1 月 24 日開催の第 19 回総会において、農用地区域の除外を適当した案件であります。

52 ページは公図、53 ページは付近状況であり、農地の種類は 10ha 以上の一団の農地に位置していることから第 1 種農地に分類されるものでありますが、集落接続であり日常生活に必要な建物であることから、不許可の例外になるものと思われるものであります。

54 ページは建物配置図であり、申請地は町立〇〇〇学校から〇〇に約 1.3 km の位置にあり、〇側、〇側、〇側を畑、〇側を県道に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響は問題なく、子供の成長で手狭になったため住宅を新築しようとするものの、両親の老後ことを考慮し実家付近の申請地を選定したもので、他に代替性はないものであります。

現地調査は 1 月 17 日に〇〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っているものであります。

55 ページ 56 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 5 ページに参りまして、番号 8 番及び 9 番ですが同一事業の転用案件でありますので、併せてご説明いたします。

番号 8 番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑 面積 3,972 m<sup>2</sup> を 譲受人住所氏名、〇〇市〇〇〇字〇〇〇 〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇字〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 氏から、次に番号 9 番ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇字〇〇 〇〇〇番〇 地目 畑 面積 3,325 m<sup>2</sup> を 譲受人氏名、株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住

所氏名、洋野町〇〇字〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 氏から、それぞれ売買により農業用施設用地として鶏舎施設建設のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 57 ページから 70 ページをご覧ください。

57 ページ 58 ページは、8 番 9 番の鶏舎建設に係る転用事業計画書であります。59 ページは案内図と現況写真で、8 番は〇〇側から、9 番は〇〇側から撮影したものであります。

なお、申請地は 1 月 24 日開催の第 19 回総会において、農用地区域の除外を適当とした案件であります。

60 ページは公図、61 ページは付近状況であり、農地の種類は 10ha 以上の一団の農地に位置していることから第 1 種農地に分類されるものであります。農業用施設であることから、不許可の例外になるものと思われるものであります。

62 ページは建築施設位置図であり、63 ページは鶏舎建築施設の規模を示す概要書、64 ページから 66 ページは鶏舎、管理棟等の建物立面図及び平面図であります。

申請地は町立〇〇〇学校から〇〇に約 1.8 km の位置にあり、番号 8 番は〇側を山林、〇側、〇側、〇側を公衆用道路、番号 9 番は〇側、〇側、〇側を公衆用道路、〇側を山林に囲まれた農地で転用による周辺農地への影響はなく位置的な問題はないものであり、規模拡大を含め既存鶏舎立替、既存水源施設等の約 2.5ha の敷地面積において一括管理経営することから他に代替性はないものであります。

また、用排水施設や被害防除においては、公害防止協定を締結し、排水、悪臭防止、騒音振動基準に沿って、被害防止に努めるものとしております。

なお、現地調査は 1 月 17 日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

67 ページから 70 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願ひ致します。

◇議長（会長） 事務局の 9 件 9 番までの説明が終わりました。

これより現地において調査いたしました推進委員から、順次、現地調査を行った結果について、報告願ひます。番号 1 番について〇〇〇推進委員お願ひします。

◇〇〇〇推進委員 番号 1 番の申請地について、2 月 17 日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、休耕田となっている農地を太陽光発電施設用地に転用する申請です。

現地は、一部だけ草刈りされていましたが、大半は萱が生い茂り農地として管理されていませんでした。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思ひます。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号 2 番について〇〇推進委員お願ひします。

◇〇〇推進委員 番号 2 番の申請地について、2 月 17 日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。この申請は、実家のとなりの農地を分家住宅用地に転用する申請です。

現地は、作付けされていて農地として適正に管理されていました。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思ひます。

(14:42、〇〇推進委員遅参入室)

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号 3 番について〇〇推進委員お願ひします。

◇〇〇推進委員 番号 3 番の申請地について、2 月 17 日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、耕作放棄地となっている農地を太陽光発電施設用地に転用する申請です。

現地の一部は草刈りされていて、適正に管理されていましたが、大半は萱やヨモギの生い茂った跡があり、農地として管理されていませんでした。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思います。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号4番について〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇推進委員 番号4番の申請地について、2月17日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。この申請は、作付けしていない農地を仮設事務用地に一時転用する申請です。

現地は、草刈りがされていて、適正に管理されていましたが、今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思います。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号5番及び6番について、ただ今出席されました〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇推進委員 遅くなりました。

番号5番及び6番の申請について、2月17日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、町立大野保育所を新築移転するため、売買により所有権移転し、転用するものです。

申請地は、休耕中の農地であり、周辺農地の状況は、牧草地及び休耕中の田となっておりますが、水田として利用を再開する場合の水路の整備等も配慮されており、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号7番について〇〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇〇推進委員 番号7番の申請について、1月17日、〇〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、住宅建築のため、売買により所有権移転し、転用するものです。

現地は、休耕中の農地で、転用により周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、許可しても問題ないと思います。 以上です。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に、最後の番号8番及び9番について〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇〇推進委員 番号8番及び9番の申請について、1月17日、〇〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請は、鶏舎を整備するため、売買により所有権移転し、転用するものです。

譲渡人は、現在、申請地の隣接地で養鶏業を営んでおりますが、既存施設が老朽化していることから、既存の鶏舎が建っている宅地、隣接する山林及び申請地を利用して、約2.5haの面積に、ブロイラー飼育施設を整備するものです。

現地は、8番は耕作地、9番は休耕地ですが、今回、申請の2筆を転用することによって、農地を分断するものではなく、今後、町と公害防止協定を締結する予定で、排水、悪臭、騒音等の基準に沿って被害防止に努めることとしておりますので、周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、許可しても問題ないと思います。 以上です。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から9番までの事務局説明及び現地調査報告が終わりました。

農地法の第5条でありますので、他人に権利移動するものであります。しかも地目変更含めまして権利移動するのが第5条であります。

これより質疑を行います。



ただ、案件が多く番号9番までですので、ここで暫時休憩いたしまして確認願います。

(暫時休憩 14:49~14:53)

◇議長(会長) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長(会長) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から9番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長(会長) 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長(会長) 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号1番から2番を上程いたします。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局(事務局長) 議長。

◇議長(会長) 局長。

◇事務局(事務局長) 議案書6ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申しあげます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、7ページの農用地利用集積計画の総括表のとおり所有権移転2件3筆について、本委員会の審査決定を洋野町長より求められたものであります。

8ページに参りまして、番号1番に係る所有権移転であります。所有権の移転を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、所有権を移転する者の氏名住所は、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇 〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号で、所有権を移転する土地は、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番 地目 畑 45,703㎡、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番 地目 畑 17,213㎡、2筆 合計面積 62,916㎡であります。所有権の移転の内容は普通畑利用で、移転時期及び引き渡し時期は、令和2年〇月〇日であり、対価 〇¥〇〇 円を令和〇年〇〇月〇日までに口座振込みとした利用件設定等促進事業による売買であります。

9ページに参りまして、番号2番に係る所有権移転であります。所有権の移転を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地、所有権を移転する者の氏名住所は、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇 〇〇 氏 〇〇〇市〇〇町〇番〇号で、所有権を移転する土地は、洋野町〇〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑 面積 11,501㎡ 1筆であります。所有権の移転の内容は普通畑利用で、移転時期及び引き渡し時期は、令和2年〇月〇〇日であり、対価 〇¥〇〇 円を令和〇年〇月〇〇日までに口座振込みとした利用件設定等促進事業による売買であります。

お手元の総会提出資料71ページから74ページをご覧ください。

72 ページは所有権移転番号 1 番 2 番の位置図であり、73 ページは番号 1 番の付近状況図、74 ページは番号 2 番の付近状況図であります。

以上説明といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等、ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号 1 番から 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり決定することにいたしました。

.....

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第 6 議案第 4 号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予の届出に関する証明願について、番号 1 番から 2 番を一括上程いたします。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地等の生前一括贈与にかかる贈与税納税猶予の届出に関する証明願についてご説明いたします。

租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っている等の証明願が提出されましたので、番号 1 番から番号 2 番まで証明してよろしいか審査をお願いするものであります。

番号 1 番、申請人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇 〇〇 氏 贈与を受けた年月日は〇〇年〇〇月〇〇日であります。

番号 2 番、申請人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇〇 〇〇 氏 贈与を受けた年月日は〇〇年〇月〇〇日であります。

いずれも期間は、平成 29 年 2 月 24 日から令和 2 年 2 月 26 日まで、引き続き農業経営を行っている等の証明をするものであります。

以上、説明といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。何かご質問、ご意見等質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 4 号 番号 1 番から番号 2 番まで、証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第4号、農地等の生前一括贈与にかかる贈与税納税猶予の届出に関する証明願のとおり証明することに決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に、日程第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書11ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号7番までの7件36筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった番号1番から6番は、権利を取得した事由は全てが相続で、7番は時効取得であり、あつせん希望は、全て無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料75ページから83ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

○議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第20回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年2月26日 開 議

第20回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

12 番（下田委員）

13 番（馬場委員）